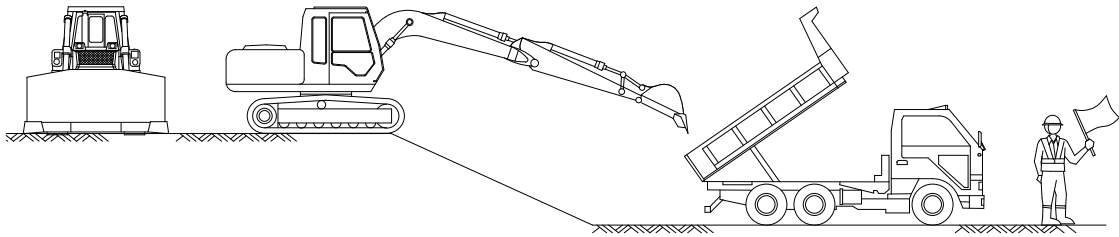


厚木市土砂等の適正処理に関する条例のあらまし



厚木市役所 まちづくり指導課
電話(046)225-2420(直通)

厚木市土砂等の適正処理に関する条例のあらまし

1 「厚木市土砂等の適正処理に関する条例」ってどんな条例なの？

ちょっと、お堅いお話ですが…、

(1) この条例は、次のことを目的としています。

土砂等(土、砂利、岩石等)の適正な処理の促進

土地の秩序ある利用

良好な環境の保全

市民の安全の確保

(2) 「土砂埋立行為」は、許可が必要です

厚木市内で建築工事や土木工事にともなう埋立て、盛土や農地の土壌の入換え、土砂等のストックヤードなど土砂等を積み上げたり窪地に土砂等を入れ込むなど「たい積」することを「土砂埋立行為」と言い、市長の許可が必要になります。

2 どのような人が許可の対象となるの？

ちょっと、ややこしいことですが…、次のどれかにあてはまり土砂埋立行為を発注するか自ら土砂埋立行為を行う会社か個人 「事業主」と言います。

(1) 500㎡以上～2,000㎡未満の土地で土砂埋立行為を行う事業主

(2) 500㎡未満の土地であっても隣り合わせになる土地で過去3年間のうちに土砂埋立行為を行い、今回土砂埋立行為を行うと500㎡～2,000㎡未満になる土砂埋立行為を行う事業主

(3) 500㎡未満の土地であっても土砂埋立行為の高さが1m以上で、かつ、土砂等の量が500m³以上になる土砂埋立行為を行う事業主

3 許可を受けないで土砂埋立行為を行うと、どうなるの？

ちょっと、嫌なお話ですが…、

(1) 2年以下の懲役か100万円以下の罰金を最高刑として、違反の内容によって刑罰が科せられます。

(2) 会社や個人の名前を新聞などに公表する場合があります。

(3) 使用人や従業員が違反したら雇用主も罰せられます。

4 どうすれば、許可が受けられるの？

ちょっと、大変かもしれませんが・・・、

- (1) 土砂埋立行為を行う土地が決まったら、厚木市役所まちづくり指導課へ相談し、周辺の住民の方々へ計画をお知らせ（周知）してください。
- (2) 次に、申請に必要な書類(申請書、図面等)を揃えて厚木市役所まちづくり指導課へ提出してください。

前もって、厚木市役所まちづくり指導課の窓口でご相談ください。

- (3) 厚木市役所まちづくり指導課が関係部署に問い合わせ、45日以内(基準期間)に許可の可否を決定し、事業主等へ通知します。

5 こんなとき、どうするの？

ちょっと、困ったときは・・・、

- (1) 土木工事をして残土がたくさん出てしまったので、自分の土地において置く・・・。
 - ・ 土砂埋立行為の許可が必要になります。盛土等をする基準は、細かく決められていますので、それを守ってください。
- (2) うちの田んぼを畑にしたいのだが・・・。
 - ・ 許可が必要になります。農地の転用の許可と平行して土砂埋立行為の許可を受けてください。
- (3) グラウンドに砂をまいて水はけを良くしたいのだが・・・。
 - ・ 砂をまいた後、その砂の高さが1m以内であれば、土砂埋立行為の許可は要りません。
- (4) 斜面に土をまいて木を植えたいのだから・・・。
 - ・ 土をまく始まりの所(のり尻)と土をまき終わる所(のり肩)との垂直の高低差が1m以上であれば、土砂埋立行為の許可が必要になります。
- (5) 去年土砂埋立行為を行った土地は450㎡で土砂埋立行為の許可の対象にならなかった。今年も450㎡の土地で土砂埋立行為をしたいのだが・・・。
 - ・ 土砂埋立行為の許可が必要になります。
過去3年の間に隣り合わせになる土地で土砂埋立行為を行うと、一団の土地として取り扱い、許可の対象になることがあります。

詳しい内容は、

厚木市役所 まちづくり指導課へお尋ねください。電話(046)225-2420(直通)